○唐津市緑花推進条例施行規則

平成１７年1月１日

規則第１９２号

改正　平成１７年３月３１日規則第２５７号

平成２２年３月３１日規則第１５号

平成２５年３月２９日規則第２０号

（組織変更に伴う関係規則の整備に関する規則第７条による改正）

（趣旨）

第１条　この規則は、唐津市緑花推進条例（平成１７年条例第２４３号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（事業所等の緑花）

第２条　事業所、工場、住宅団地等の事業者又は管理者等は、その敷地面積の１０パーセント以上の緑地を確保し、樹木又は花きを植栽するなど、緑花に努めるものとする。

（修景緑花街区）

第３条　条例第５条第１項の街区を指定したときは、その旨公示するものとする。

（団地緑花の協議基準等）

第４条　条例第６条第１項の規則で定める住宅団地等とは、住宅、商工業、畜産業等の団地であって、造成面積が１，０００平方メートル以上のものとする。

２　条例第６条第１項の協議は、団地等造成協議書（第１号様式）によるものとする。

（保存樹木等の指定基準等）

第５条　条例第７条第１項の保存樹木等の指定基準は、次のとおりとする。

(1) 保存樹木は、次のいずれかに該当し、健全かつ樹容が美観上特に優れているものとする。

ア 地上から１．５メートルの高さにおける幹の周囲が１．５メートル（目通り直径約５５センチメートル）以上の喬木

イ 株立ちした樹木で高さが３メートル以上ある小、中灌(かん)木

ウ 枝葉の面積が３０平方メートル以上ある攀(はん)登性樹木

(2) 保存樹林は、次のいずれかに該当し、その集団に属する樹木が健全で、かつ、その集団の樹容が美観上特に優れているものとする。

ア 樹林面積が５００平方メートル以上であること。

イ 生垣をなす集団で、その生垣の長さが３０メートル以上であること。

2　前項の規定は、次に掲げる樹木及び樹林については、適用しない。ただし、市長が保存上特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）第１０９条第１項、第１１０条第１項又は第１８２条第２項の規定により指定され又は仮指定された樹木又は樹木の集団

(2) 森林法（昭和２６年法律第２４９号）第２５条第１項及び第２項の規定により指定された保安林に係る樹木又は樹木の集団

(3) 自然公園法（昭和３２年法律第１６１号）第２０条第１項の規定により指定された特別地域内の樹木又は樹木の集団

(4) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和３７年法律第１４２号）第２条第１項の規定により指定された樹木又は樹木の集団

(5) 自然環境保全法（昭和４７年法律第８５号）第１４条第１項、第２２条第１項又は第４５条第１項の規定により指定された区域内に所在する樹木又は樹木の集団

(6) 国又は地方公共団体の所有又は管理に係る樹木又は樹木の集団で、前各号に掲げるもの以外のもの

3　第１項の基準により保存樹木等を指定したときは、保存樹木等指定通知書（第２号様式）により所有者等に通知するものとする。

4　前項の保存樹木等については、保存樹木等に関する台帳を作成し、これを保管しなければならない。

5　条例第７条第２項の標識は、第３号様式によるものとする。

6　条例第７条第４項及び第５項の届出は、保存樹木等伐採等届書（第４号様式）によるものとする。

（平１７規則２５７・平２２規則１５・一部改正）

（樹木保存区域における行為の届出）

第６条　条例第８条第１項及び第２項の規定による届出は、樹木保存区域における行為届書（第５号様式）によるものとする。

（保存樹木等の指定解除）

第７条　市長は、条例第９条第１項の規定により指定を解除するときは、保存樹木等指定解除通知書（第６号様式）によりその旨通知する。

２　条例第９条第２項の規定により所有者等が解除の申請をするときは、保存樹木等指定解除申請書（第７号様式）によるものとする。

（審議会の運営等）

第８条　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

３　審議会は、会長が必要に応じ招集し、会議の議長は、会長がこれに当たる。

４　審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

５　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

６　審議会の庶務は、都市整備部において処理する。

（平２５規則２０・一部改正）

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成１７年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日の前日までに、合併前の唐津市緑花推進条例施行規則（昭和４９年唐津市規則第２号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成１７年規則第２５７号）

この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年規則第１５号）

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年規則第２０号）

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

団 地 等 造 成 協 議 書

年　　月　　日

唐津市長　　様

住　所

申請人

氏　名　　㊞

唐津市緑花推進条例第6条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて協議いたします。

造　成　場　所		
土 地 の 地 目		
造成地の用途名		
造　成　面　積		
造　成　期　間 委　託　業　者	年　　月　　日から 年　　月　　日まで	
	住　　所	
	会社名及び代表者	
備　　考 (参 考 事 項)		

※　添付書類

1　現地見取図

2　平　面　図

3　計　画　書

4　その他参考資料

第2号様式(第5条関係)

保　存　樹　木　等　指　定　通　知　書

年　　月　　日

様

唐津市長　　印

唐津市緑花推進条例第7条第1項の規定により、次のとおり保存樹木等として指定したので通知します。

保存樹木等区分	樹　木　　樹　林	
樹　　種		
数量・面積	本	㎡
指定番号		
指定年月日	年　　月　　日	
所　在　地 (字名地番)		

第3号様式(第5条関係)

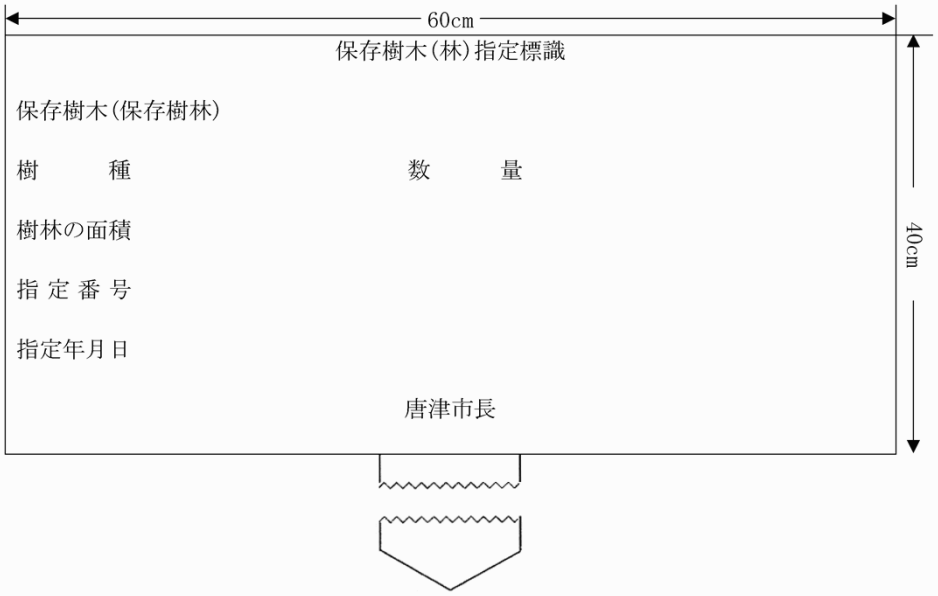

第4号様式(第5条関係)

保　存　樹　木　等　伐　採　等　届　書

年　　月　　日

唐津市長　　様

住　所

届人

氏　名　　㊞

唐津市緑花推進条例　第7条第4項
第7条第5項　の規定により、次のとおりお届けします。

届出区分	1	滅失	2	枯死	3	移植	4	伐採	5	譲渡	
保存樹木等区分					指定年月日		年　月　日				
樹木の種別					指定番号		年　月　日				
届出の理由											
譲渡した場合の譲渡人の住所及び氏名	住所										
	氏名										
備考											

第5号様式(第6条関係)

樹木保存区域における行為届書

年　　月　　日

唐津市長　　様

住所

申請人

氏名　　㊞

唐津市緑花推進条例　第8条第1項
第8条第2項　の規定により、次のとおりお届けします。

所　在　地			
行為の区分			
指定年月日		指 定 番 号	
期　　間	年　　月　　日～　　年　　月　　日		
理　　由			
備　　考			

※　添付書類

1　現地見取図
2　平　面　図
3　計　画　書
4　その他参考書類

第6号様式(第7条関係)

保 存 樹 木 等 指 定 解 除 通 知 書

年　　月　　日

様

唐津市長　　印

唐津市緑花推進条例第9条第1項の規定により、次のとおり保存樹木等の指定を解除します。

<table>
<tr><td>所　在　地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>樹　種
(保 存 樹 木)</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">主要な樹種、数量及び面積

(保 存 樹 林)</td><td>本</td><td>㎡</td><td>指定年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>指 定 番 号</td><td></td></tr>
<tr><td>指 定 解 除 日</td><td colspan="4">年　月　日</td></tr>
</table>

第7号様式(第7条関係)

保 存 樹 木 等 指 定 解 除 申 請 書

年　　月　　日

唐津市長　　様

住　所

申請人

氏　名　　㊞

唐津市緑花推進条例第9条第2項の規定により、次のとおり保存樹木等指定解除の申請をいたします。

所　在　地	
樹種並びに幹の周囲及び高さ（保 存 樹 木）	
主要な樹種、数量及び面積（保 存 樹 木）	
指定解除の理由	
指　定　番　号	
指 定 年 月 日	年　　月　　日

第１号様式（第４条関係）

第２号様式（第５条関係）

第３号様式（第５条関係）

第４号様式（第５条関係）

第５号様式（第６条関係）

第６号様式（第７条関係）

第７号様式（第７条関係）